

令和5年3月10日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年3月10日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美 委員
2番	秋永 憲一 委員
3番	今村 裕一 委員
4番	内田 正隆 委員
5番	江上 哲夫 委員
6番	大石 敏裕 委員
7番	甲斐サエ子 委員
8番	笠 幸夫 委員
9番	黒岩 純 委員
10番	古賀 喜治 委員
11番	後藤 靖子 委員
12番	末次 龍夫 委員
13番	田中 文 委員
14番	田中 修二 委員
15番	田中 弥生 委員
16番	手島富士雄 委員
17番	富安 辰行 委員
18番	鳥越 文生 委員
20番	林田 高夫 委員
21番	日比生和雄 委員
22番	深川 嘉穂 委員
23番	柳 壽祥 委員
24番	山口 啓一 委員

欠席委員は次のとおりである。

中村 裕 委員

事務局の出席者は5名である。

**事務局** 総会の開催に当たりまして報告いたします。  
本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。  
それでは、会長、よろしく申し上げます。

**議長** 皆さん、おはようございます。朝早くから御出席ありがとうございます。  
それでは、ただいまより3月農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、1番から2ページ、4番までの4件です。  
西部地域、5番から5ページ、15番までの11件です。  
6ページをお願いいたします。  
使用貸借権設定、西部地域、16番、1件です。  
なお、2ページの審議番号4番の3筆目、山本町耳納字宮の跡\*\*につきましては、登記地目が原野となっておりますが、農地台帳に登載されておりましたので、許可申請の対象となっているものです。  
以上、審議番号1番から16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりました。  
本議案審議番号16番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認いただいているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 7ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、田主丸町石垣、畑、464m<sup>2</sup>のうち247m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地を農家住宅及び農業用倉庫及び機械置場の敷地として拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
西部地域、2番、3番の2件です。  
2番、申請地、藤山町、田、1,362m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に盛土を行い田として利用するもの（農地改良行為）です。  
3番、申請地、藤山町、田、414m<sup>2</sup>。  
申請理由、申請地に盛土を行い田として利用するもの（農地改良行為）です。  
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで、割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決をされました。  
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、審議番号1番及び2番のいずれも、次の第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてと関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。また、第4号議案、審議番号9番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第4号議案では、審議番号9番とそれ以外に分けて審議をいたします。

最初に、第4号議案、審議番号9番を審議いたします。

議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。

それでは、審議番号9番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

12ページをお願いいたします。

西部地域、9番、1件です。

9番、申請地、城島町下青木、田、5筆、計903m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地と第2種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている

ということで割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第4号議案、審議番号9番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案、審議番号9番は可決されました。  
審議番号9番の審議を終了しましたので、退席されています議席番号\*\*番、\*\*  
\*\*委員の出席を求めます。  
\*\*\*\*委員に報告いたします。審議番号9番は可決をされました。  
続きまして、第3号議案と第4号議案のうち、審議番号9番を除く議案を一括して  
議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いいたします。  
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。農地転用計画変更承認申請書が  
提出されたので付議いたします。  
東部地域、1番、1件です。  
1番、申請地、田主丸町田主丸、畑、191m<sup>2</sup>。  
申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。  
変更内容、転用事業者が\*\*\*\*から株式会社\*\*\*\*へ、転用目的が貸家住宅  
(1戸)から宅地分譲(1区画)へ変更するものです。こちらにつきましては、平  
成29年12月11日付にて5条許可がなされたものです。第4号議案、審議番号3番と  
関連案件となっております。  
続きまして、西部地域、2番、1件です。  
2番、申請地、三瀨町西牟田、畑、2筆、計528m<sup>2</sup>。  
申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容、転用事業者が\*\*\*\*株式会社から\*\*\*\*合同会社へ、転用目的が建売分譲住宅（2棟）から露天駐車場へ変更するものです。こちらにつきましては、平成23年10月28日付にて5条許可がなされたものです。第4号議案、審議番号10番と関連案件となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から10ページ、4番までの4件です。

1番、申請地、草野町草野、畑、229m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を譲り受けて、分家住宅を建築するものです。

2番、申請地、善導寺町飯田、田、2筆、計324m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町田主丸、畑、191m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して宅地分譲（1区画）として利用するものです。第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

10ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町殖木、田、980m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅（3戸）を建築するものです。

続きまして、西部地域、5番から12ページの9番を除く10番までの5件です。

5番、申請地、荒木町荒木、田、畑3筆、計1,668m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（10区画）として利用するものです。

6番、申請地、荒木町藤田、畑、1,109m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。

11ページをお願いいたします。

7番、申請地、高良内町、畑、470m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

8番、申請地、城島町江上本、田、7筆、計672m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、貸家住宅及び農業用資材置場、露天作業場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いいたします。

10番、申請地、三潞町西牟田、畑、2筆、計528m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。第3号議案、審議番号2番と関連案件となっております。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。  
審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいているということで割愛をさせていただきます。  
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案のうち審議番号9番を除く議案に分けて採決をいたします。  
それでは、第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第4号議案のうち、審議番号9番を除く議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案のうち、審議番号9番を除く議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 13ページお願いいたします。  
第5号議案、非農地証明について。非農地証明願が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町牧、畑、2筆、計707m<sup>2</sup>、現況、宅地。

証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは16です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 14ページをお願いいたします。  
第6号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について。農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。  
審議番号1番、2番の2件です。  
1番、申請人、白山町、\*\*\*\*、経営面積、7,027m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。  
なお、こちらの案件につきましては、申請人は、市の青年等就農計画の認定を受けており、新規就農者と認められております。農地移動適正化あっせん事業において、農業委員会が定める経営面積の基準では178a以上となっておりますが、面積の基準の特例として、権利を取得させるべきものが新規就農者である場合とあり、今回

の申請者はその特例に該当しているため、現在の経営面積が178 a を下回っても、名簿登録の基準に該当するものとなっております。

2番、申請人、安武町安武本、\*\*\*\*、経営面積、14万8,869m<sup>2</sup>、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決をされました。続きまして、第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から5番までの5件です。

1番、所在地、大橋町常持、田、2筆、計3,467m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、大前寺町藤吉、田、1,111m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

3番、所在地、大善寺町宮本、田、1,190m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。

4番、所在地、安武町武島、田、2筆、計9,755m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、安武町武島、田、2筆、計2,229m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

16ページをお願いいたします。

第2区、6番から8番までの3件です。

6番、所在地、田主丸町朝森、田、2筆、計3,438m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、田主丸町恵利、田、816m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。

8番、所在地、田主丸町菅原及び田主丸町八幡、田、3筆、計1万439m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。

第3区、9番の1件です。

9番、所在地、北野町仁王丸、田、2筆計、4,956m<sup>2</sup>、推進機構への売渡しとなります。

17ページをお願いいたします。

第4区、10番の1件です。

10番、所在地、城島町芦塚、田、388m<sup>2</sup>、推進機構からの買入れとなります。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*の構成員である譲受人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上、審議番号1番から10番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第8号議案、農用地の買入協議要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 18ページをお願いいたします。

農用地の買入協議要請について。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、市長へ農用地の買入協議を要請いたしたいので付議いたします。

第3区、1番の1件です。

1番、所在地、北野町鳥巣、田、3筆、計3,569m<sup>2</sup>。

要請理由、あっせん相談により、地元農地利用最適化推進委員によるあっせん協議を行い、認定農業者への集積が図られるよう調整を試みましたが、売渡希望価格において調整が不調に終わった。しかしながら、当該農用地は久留米市農業基本構想の実現など将来的な見地からみた優良農地であり、認定農業者への集積を図るため、市長への買入協議要請を行うものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、ただいまから採決をいたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て要請いたします。

続きまして、第9号議案、農地法第3条第2項第5号に基づく別段の面積の廃止についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 19ページをお願いいたします。

第9号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に基づく別段の面積の廃止について。農地法第3条第2項第5号について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）が令和5年4月1日に施行されることに伴い、農業委員会が別段の面積を定めた平成22年1月12日付の告示第2号及び空き家に付属した農地関係の告示を廃止したいので付議いたします。

1、定めた別段の面積及び、2、空き家に付属した農地につきましては、次のページとなります。

20ページをお願いいたします。

農地法上、下限面積は50a、北海道を除くほかのところは50aとなっておりますけれども、1の表中の地域につきましては、過去、農家の平均耕作面積等を勘案して40aと定めていたところでございます。

また、空き家に付属する農地というところで、住宅政策課と共同で行っていた事業で、空き家バンクに登録された空き家に付属する農地の指定を受ける際には、農地の指定申請を受けて、指定申請後に空き家と一緒に取得する場合のみに下限面積を引き下げるとしておりまして、その指定を受けた告示が2番となっております。これが農地法の下限面積の部分の廃止に伴い、いずれも告示を廃止するものとなっております。

19ページにお戻りください。

3の廃止日につきましては、令和5年3月31日をもって廃止することといたします。皆様のお手元にお配りしております別紙で、農地の権利移動に係る下限面積の廃止について、農地法第3条関連ということで、1枚ものを別紙、御用意しておりますけれども、農地法3条の権利移転、権利設定につきましては、四角で囲まれている4つの要件を満たす必要がございますが、そのうちの一番上の下限面積要件ですね、こちらのほうが4月1日より施行されて撤廃というところになり、残りの3要件につきましてはそのまま継続となっておりますので、今後の農地法3条の審査におきましては、この継続している3つの要件で判断していくということになるというところでの通知が来ております。

補足説明も併せて、説明は以上となります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第9号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。続きまして、第10号議案、「久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取扱い基準」の廃止についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 21ページをお願いいたします。

第10号議案、「久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取扱い基準」の廃止について。農地法第3条第2項第5号について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い、「久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に付属する農地の取扱い基準」を廃止いたしたいので付議いたします。

廃止する基準につきましては、10号議案の別冊というところで、別のホチキスとじのものを用意させていただいております。こちらの廃止につきましては、久留米市の空き家情報バンクに登録された、空き家に付属するという農地の指定を受ければ、空き家とセットで一緒に取得をされるときに限り、下限面積を引き下げることができるようにするという基準でございましたが、その下限面積要件がそもそもなくなるというところ、その指定を受ける必要がなくなるというところがありましたので、この基準を廃止するに至ったものでございます。

廃止日につきましては、こちらも令和5年3月31日をもって廃止することといたします。

以上で説明を終わります。

議 長 はい。この関係は、久留米市、何件ぐらいありますか。急に言って申し訳ないけど。

事務局 20ページを御覧いただいて、この2番が11件指定をしているところでございます。  
11筆です。

議 長 11筆ありますね。

事務局 はい。

議 長 分かりました。ありがとうございました。御質疑はないですか。

「なしの声」

議 長 ないようですので質疑を終結し、これから採決をいたします。  
第10号議案について賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第10号議案は可決されました。  
続きまして、第11号議案久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正についてを議  
題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 22ページをお願いします。  
第11号議案久留米市農業委員会事務専決規程の一部改正について。  
農業経営基盤促進法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに  
伴い、久留米市農業委員会事務専決規程の一部を改正したいので、付議いたします。  
久留米市農業委員会事務専決規程。  
平成5年久留米市農業委員会第1号規程の一部を次のように改正いたします。  
23ページをお願いいたします。

別表2の項中、第4条の1項第8号を第4条第1項第7号に、第5条第1項第7号を第5条第1項第6号に改めることといたします。

附則以降の規程は令和5年4月1日から施行するといたします。

こちらは法改正に伴い、一部の4条、5条の条項が削られたことにより、号数が前倒しになったものとなっております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 ないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたしたいと思います。第11号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第11号議案は可決されました。引き続きまして、報告事項に入ります。報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定における届出の受理の専決について。報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。事務局の説明は省略いたします。それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 それでは、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。次に、お諮りいたします。本総会におきまして議決をされました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものについてきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議

ありませんか。

「なしの声」

**議 長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいま議事録署名の委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、12番、末次龍夫委員、22番、深川嘉穂委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。